

○第158回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年3月19日（月）14：00～16：00

議事概要：

（1）農薬（テブフェンピラド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、テブフェンピラドの一日摂取許容量（ADI）を0.0082 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.15 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤（殺ダニ剤）で、みかん、茶等に使用します。今回、さといも及びりんごへの適用拡大申請並びにえごまの葉、トマト等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（フルトリアホール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フルトリアホールの一摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.075 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、りんご、ぶどう等に使用します。今回、おうとうへのインポートトレランス申請がされています。

（3）対象外物質（ビール酵母抽出グルカン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される殺菌剤で、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（4）農薬（1,3-ジクロロプロペン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、1,3-ジクロロプロペンの一摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、かんしょ、キャベツ等に使用します。今回、せり科葉菜類への適用拡大申請がされています。

（5）農薬（トリフルミゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、トリフルミゾールの一摂取許容量（ADI）を0.015 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、水稻、にんじん等に使用します。今回、いちじくへの適用拡大申請がされています。また、畜産物への基準値設定要請がされています。

(6) その他

・「農薬の再評価における食品健康影響評価に必要なデータの考え方について(案)」が審議され、了承された。